

令和元年度
西多摩地域保健医療協議会
会議録

令和元年7月30日
西多摩保健所

1 開催日時 令和元年7月30日(火曜日)

午後1時30分から

2 会場 西多摩保健所 講堂

3 西多摩地域保健医療協議会委員

氏名	役職名	備考
玉木 一弘	一般社団法人西多摩医師会会長	
江本 浩	一般社団法人西多摩医師会副会長	
石田 信彦	一般社団法人西多摩医師会副会長	
加藤 裕正	一般社団法人東京都西多摩歯科医師会会長	
田中 三広	一般社団法人西多摩薬剤師会会長	
大友 建一郎	青梅市立総合病院院長	
松山 健	公立福生病院院長	
荒川 泰行	公立阿伎留医療センター院長	
室 愛子	医療法人財団岩尾会東京海道病院院長	
渡辺 三郎	公募委員	
秋間 利郎	公募委員	
小山 洋一	公募委員	
並木 茂	西多摩食品衛生協会会長	
押切 孝藏	にしたま環境衛生協会会長	
中島 雄宏	青梅労働基準監督署長	
中島 美智子	東京訪問看護ステーション協議会第8ブロック会長 (健生会にしたま訪問看護ステーション所長)	
柳原 学	西多摩保健所特定給食協議会会長 (特別養護老人ホーム長淵園)	
島田 美喜	社会福祉法人至誠学舎立川 至誠児童福祉研究所副所長	
松月 弘恵	日本女子大学家政学部食物学科教授	
倉田 克治	社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会会長	
古山 博大	西多摩郡民生児童委員協議会会長	
浅見 加代子	精神障害者家族会FHMの会代表	
藤原 輝正	青梅市立河辺小学校長	
川杉 稔	あきる野市立東中学校長	
桑嶋 康雄	警視庁青梅警察署長	
石田 孝二	東京消防庁青梅消防署長	
齋藤 剛一	青梅市健康福祉部長	
瀬谷 次子	福生市福祉保健部参事	
粕谷 昇司	羽村市福祉健康部長	
川久保 明	あきる野市健康福祉部長	
横沢 真	瑞穂町福祉部長	
佐伯 秀人	日の出町いきいき健康課長	
小林 泰代	檜原村福祉けんこう課長	
菊池 良	奥多摩町福祉保健課長	
播磨 あかね	西多摩保健所長	
	合計 35名	

(敬称略)

4 欠席委員

- ・石田委員
- ・松山委員
- ・中島(雄)委員
- ・川杉委員
- ・瀬谷委員
- ・粕谷委員
- ・横沢委員

5 代理出席者

- ・警視庁青梅警察署 白鳥生活安全課長 (桑嶋委員代理)
- ・東京消防庁青梅消防署 山口警防課長 (石田委員代理)

6 出席職員

- ・前川企画調整課長
- ・清水生活環境安全課長
- ・源保健対策課長
- ・小林地域保健推進担当課長
- ・柳澤歯科保健担当課長事務取扱
- ・笹原課長代理 (企画調整担当)

7 議 事

- (1) 西多摩地域保健医療協議会会議体系、部会の設置について
- (2) 西多摩保健医療圏地域保健医療推進プランについて

8 報告事項

- (1) 令和元年度課題別地域保健医療推進プランについて
「市町村自殺対策計画策定支援事業」
- (2) 受動喫煙防止対策について
- (3) その他

令和元年7月30日

開会：午後1時30分

【前川課長】 大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから西多摩地域保健医療協議会を開会いたします。

皆様には、お暑い中、また、大変お忙しい中、この会議に御出席いただきましてまことにありがとうございます。私は、議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきます、企画調整課長の前川でございます。どうぞよろしく願いいたします。失礼いたしまして、これより着座にて御説明させていただきます。

最初に、会議の公開について御案内いたします。地域保健医療協議会設置要綱に基づきまして、本協議会の会議及び会議録等は公開とされております。会議の傍聴については、事前に希望者を募りましたが、今回申込みはありませんでした。会議録は録音を元に内容を調整させていただき、後日、発言者名を含む全文を当所ホームページに公表させていただきます。委員の皆様方におかれましては、予め御了承いただきたく存じます。

次に、事前に送付いたしました会議資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、会議次第にございますとおり、資料が1から5と参考資料が1から2でございます。また机上には、昨年度改定いたしました「西多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン」の冊子、それと、「ほけんじょだより7月臨時増刊号」、それから、「庁舎移転のお知らせ」をそれぞれ置かせていただいております。なお、プランの冊子につきましては、会議備付けとなっておりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。不足の資料などございましたら、事務局職員にお申しつけください。

では、開会に当たりまして、西多摩保健所長の播磨から御挨拶申し上げます。

【播磨所長】 西多摩保健所長の播磨と申します。

本日は、お忙しいところ、また、ようやく梅雨明けをして大変お暑いところ、西多摩地域保健医療協議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから保健所事業に御理解、御協力いただきまして、ありがとうございます。この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、この西多摩地域保健医療協議会ですけれども、この庁舎で行うのが、これで最後

になります。この協議会は、皆様御承知のとおり、西多摩圏域の地域保健医療対策の総合的な推進や西多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン、机上に配付させていただいているプランでございますけれども、この策定や推進、評価、また、保健・医療・福祉の連携などについて検討する協議会となっております。今回の協議会では、本協議会の会議体系や部会の設置について、また、昨年度改定いたしました、配付させていただいておりますプランの進行管理等について、各部会からの報告もあわせて御説明させていただきますので、御意見等いただければ幸いに存じます。また、今年度、保健所が取り組んでおります市町村自殺対策計画策定支援事業について、さらに、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の施行に伴う受動喫煙対策について、保健所から御報告申し上げます。

西多摩圏域は、東京都を先取りする形で少子高齢化が進んでおります。また、東京都は、9月にラグビーのワールドカップ、また、来年、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控えており、地域における保健・医療・福祉の役割はますます重要となっております。本協議会が西多摩圏域の地域保健医療対策の総合的な推進に資するよう、ぜひ忌憚のない御意見をいただき、実りの多い協議会になるようお願いいたしまして、私の御挨拶と代えさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

【前川課長】 それでは、次に委員紹介をさせていただきます。

本協議会は、今年度委員の改選をしております、今回は改選後初めての会議となっておりますことから、お手元の資料1-1の委員名簿に則して御紹介させていただきます。お名前をお呼びさせていただきますが、着座のままで結構でございます。

それでは、玉木委員でございます。

【玉木委員】 よろしく願いします。

【前川課長】 江本委員については、少々遅れての出席と御連絡をいただいております。

加藤委員でございます。

田中委員でございます。

大友委員でございます。

松山委員については、欠席との御連絡をいただいております。

荒川委員でございます。

室委員でございます。

渡辺委員でございます。

【渡辺委員】 よろしくお願ひします。

【前川課長】 秋間委員でございます。

小山委員でございます。

【小山委員】 よろしくお願ひします。

【前川課長】 並木委員でございます。

【並木委員】 よろしくお願ひします。

【前川課長】 押切委員でございます。

【押切委員】 よろしくお願ひします。

【前川課長】 中島美智子委員でございます。

【中島(美)委員】 よろしくお願ひいたします。

【前川課長】 青梅労働基準監督署長の中島雄宏委員については御欠席との御連絡でございます。

柳原委員でございます。

【柳原委員】 よろしくお願ひします。

【前川課長】 島田委員でございます。

【島田委員】 よろしくお願ひいたします。

【前川課長】 松月委員でございます。

【松月委員】 よろしくお願ひします。

【前川課長】 島田先生と松月先生につきましては、お仕事の都合上、少々早目に早退されるとの御連絡をいただいております。

倉田委員でございます。

古山委員でございます。

浅見委員でございます。

藤原委員でございます。

【藤原委員】 お願ひします。

【前川課長】 川杉委員につきましては、御欠席との連絡をいただいております。

桑嶋委員の代理で白鳥委員でございます。

石田委員の代理で山口委員でございます。

齋藤委員でございます。

瀬谷委員、粕谷委員につきましては、御欠席との連絡をいただいております。

川久保委員でございます。

横沢委員につきましては、御欠席との連絡をいただいております。

佐伯委員でございます。

小林委員でございます。

菊池委員でございます。

最後に、私ども保健所の所長、播磨委員でございます。

委員の御紹介は、以上でございます。委員の任期は2年間となっております。どうぞよろしく願いいたします。

引き続きまして、保健所幹部職員の紹介をさせていただきます。

先ほど御挨拶させていただきました、所長の播磨でございます。

生活環境安全課長の清水でございます。

保健対策課長の源でございます。

地域保健推進担当課長の小林でございます。

西多摩保健所歯科保健担当課長の原田につきましては、現在休職中でございますので、その事務取扱といたしまして、多摩立川保健所歯科保健担当課長の柳澤でございます。

そして私、企画調整課長の前川でございます。

それでは早速、本協議会の会長の選任をお願いしたいと思います。

地域保健医療協議会設置要綱第6の2に基づきまして、会長は委員の互選となりますので、どなたか御推薦いただければと思いますが、いかがでしょうか。

齋藤委員、お願いいたします。

【齋藤委員】 本協議会の会長の職につきましては、現西多摩医師会会長でありまして、西多摩地域の保健医療に精通なさっていらっしゃいます玉木先生が適任であるということで御推薦を申し上げます。

【前川課長】 ありがとうございます。ただいま齋藤委員より玉木委員の御推薦がござ

いましたが、他にありますでしょうか。皆様いかがでしょうか。御賛同いただけますでしょうか。

(拍 手)

【前川課長】 異議がないようですので、今期の会長は玉木委員にお願いしたいと思えます。

それでは、早速でございますが、玉木委員から就任の御挨拶をお願いいたします。

【玉木会長】 御選出、まことにありがとうございます。今期も頑張っ皆様とともにやりたいと思っています。着座にて失礼いたします。

先ほど播磨所長より、本会議につきましているいろいろ御説明承りましたけれども、この会は、西多摩の全世代にわたる保健・医療課題を各分野の方々とともに論じて、それを討議し改善していくという会議と理解しております。ちょうど人生100年時代ということで、生活習慣病だとか、フレイルだとか、要介護の発症・重症化予防ということを一体的にやろうという国の施策が、今、出ておりますけれども、これは中高年に限らず、学童期から全世代にわたる皆様が、自らの健康づくりを生涯にわたって行っていくリテラシーを磨くというようなことかなと思いますし、まさにこの会議の第一義的な目的になっていると思っております。

同時に、在宅医療を中心とした療養を支えるために様々な病床機能がございますので、これらを適宜適切に円滑に活用していただくことについての地域医療構想、それから、在宅の場に医療、介護、福祉、そして生活支援をしっかりと提供するという地域包括ケアということが現在論じられ、まだ途上でございます。

その他、地勢学的に色々災害リスクの高い地域でもございますので、災害医療対策という、今、地域災害医療コーディネーターを中心に医療分野でも一生懸命やっているところでございますが、先ほどお話がありましたように、オリパラのインバウンドで色々感染症のリスクも非常に高まっておりますので、まずはこれをしっかりと対策をしていく中で、感染症を含めた対策をしっかりと身に付けていくことも必要かと思えます。

さらに、西多摩特有の課題もあると思えます。こういう地勢的な状況ですので、人口減少だとか、家族の方の介護力の低下とか、町や生活インフラのシュリンクというものもあると思えますし、何より医療、介護、福祉、生活支援に携わる職業の方々の人材の確保が難

しゅうございますし、その育成という問題もあると思いますし、これもまた本協議会の一つの課題でもあると思っております。

まだまだ様々な課題はございますけれども、4市3町1村で官民挙げて一緒になってまちづくりをするということに尽きるのではないかなと思っております。本協議会がその基点となれますように、どうぞ皆様の活発な御議論をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【前川課長】 ありがとうございます。

続きまして、要綱第6の2に基づきまして、本協議会の副会長を会長から指名していただきます。お願いいたします。

【玉木会長】 それでは、一般社団法人西多摩歯科医師会会長の加藤委員に副会長をお願いいただければと存じますが、いかがでしょうか。

(拍 手)

【加藤副会長】 西多摩歯科医師会の加藤です。今、玉木会長より御指名いただきました。微力ではございますけれども、玉木会長を支えるべく一生懸命務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【玉木会長】 加藤副会長、よろしく願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思いますが、どうぞ皆様よろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきたいと思いますので、まず、議事の(1)西多摩地域保健医療協議会会議体系、部会の設置について、事務局から説明をお願いいたします。それから、御意見につきましては、議事の合間に適宜時間を設けさせていただきますので、その際にどうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局にお渡しします。

【前川課長】 まず、本協議会の会議体系について御説明させていただきます。

資料の後ろの方ですが、参考資料の1をお取りください。こちらは、地域保健医療協議会の設置要綱となっております、このページを1枚おめくりいただきまして、裏のページ、冒頭の第7の1ですが、協議会に専門的な事項を検討するための部会を設置できると規定されています。

次に、参考資料の2の最初のページを御覧ください。本規定に基づきまして、本協議会

では保健福祉部会、生活衛生部会及び地域医療システム化推進部会の3部会を設置しております。各部会の協議事項は資料のとおりですが、1点、昨年度からの変更点について御報告がございます。これまで保健福祉部会では、地域別自殺総合対策協議会を兼ねて運営されておりました。しかし、自殺対策基本法の制定によりまして、市町村の自殺対策計画の策定が進んでいることから、会議体の看板は下ろし、今後は市町村と地域保健を所管いたします保健福祉部会の協議事項の一つに位置付けることが部会で決定されました。本日の協議会でも、後ほど自殺対策に関する報告がございますが、自殺対策は会議名からは落としますが、今後もおお地域保健の重要な課題であり、随時部会や協議会の議事に取り上げさせていただきたいと考えております。

次に、部会の委員構成について御報告させていただきます。部会の委員につきましては、先ほどの参考資料1の要綱第7によりまして、部会委員は会長が指名すること、同要綱第10によりまして、協議会委員とは別に会長指名の専門委員を置くことができることが規定されています。今期の部会構成につきましては、資料1、こちらは参考資料ではなく、資料1です。資料1-2から資料1-4に記載させていただいております。こちらをまとめたのが資料1-5となっております。この表を御覧いただきますと、各委員の所属会議体を一覧にまとめてございます。部会構成については、今期、考え方を大きく変更させていただいております。従来、当協議会は各部会に単独で参加される専門委員の構成割合が多く、協議会全体を通しての議論を深めていくことが難しかったことがあります。今期より要綱の原則に従いまして、部会は協議会委員から構成し、部会の議事の運営上必要不可欠な学識経験者や専門機関に限って専門委員を指名させていただくことにいたしました。その関係で、協議会委員の先生方によっては、所管する部会の数が増えてしまい、御負担をおかけする面もございますが、何とぞ御理解をいただきたく存じます。

西多摩地域保健医療協議会会議体系と部会の設置については、以上のとおりです。

【玉木会長】 ありがとうございます。事務局から2つ御報告がありました。1つは、保健福祉部会について、法的な状況から会議名から地域別自殺対策協議会を外すということ、もう一つは、今期協議会が設置する3つの部会の委員構成案、それから、協議会での議論の促進というようなことの御提案でございますけれども、委員の皆様、御意見、御質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。特におありにならないでしょうか。また

後ほど時間もございますので。

では、特に異論はないようでございますので、本2件については御承認いただいたというところでよろしゅうございますでしょうか。

(拍 手)

【玉木会長】 ありがとうございます。

では、議事の(2)に進ませていただきます。西多摩地域保健医療推進プランについて、事務局から説明をお願いいたします。

【前川課長】 お手元の資料2-1を御覧ください。まず、プランの進行管理の考え方について御説明させていただきます。この表にありますように、進行管理については、この協議会において令和5年度までの6年間の計画期間にわたりプランの取組状況や課題を把握し、各主体の事業展開に反映させていくことを目的に実施いたします。

3にございますように、進行管理・評価の方法は、保健所が重点プラン、指標に関する統計データや保健所、市町村等の各種事業実績を毎年調査いたしまして、協議会・部会に年次報告するとともに、令和2年度と令和5年度の中間評価と最終評価では、関連データを含めて重点プランの進行状況の総合的な評価を実施いたします。

4の計画期間中の年次スケジュールでございますが、この図にありますとおり、毎年第4四半期ごろに開催されます部会の指標審議の成果を、翌年度上半期に開催されます協議会に報告するというサイクルを繰り返して進行管理を行っていきます。

では、具体的な指標データでございますが、資料2-2を御覧ください。これは、プランの進行管理における部会の役割分担表です。在宅療養体制や健康危機管理対策、災害保健医療対策の推進など幾つかの分野につきましては、複数の部会の共管となっております。各分野に設置いたしました重点プラン、指標は、お手元のプランの冊子の5ページにまとめてございますので、これから御説明いたします各指標について、進行管理・評価対象とするデータとあわせて御覧いただきますようお願いいたします。

では、資料2-3をお開きください。まず、この表の見方ですが、最初の生活習慣病対策を例にとりますと、項目のゴシックポップ体数字の1-1-1は、プラン本文の第1章第1節第1項に対応しております。その下がその項目の重点プランと指標、その下が指標の進行管理を行うためのデータとなります。ベースラインのデータは、年度表示のないも

の以外は平成29年度のものとなります。施策の推進状況を進行管理、評価する指標データはたくさんございますが、今般部会でお示した指標のデータにつきましては、次の3点に留意して選定しております。1つ目は、施策分野の推進状況を示す代表的なデータや事業であること、2つ目は、計画期間にわたって安定的、着実にデータを取得することが確実であること、3つ目は、経年的、横断的比較が可能なこと、この3点でございます。

それでは、各重点プランに設置した指標データの御説明に入ります。

まず、1-1-1、生活習慣病対策、市町村国保特定健診実施率（上げる）については、西多摩圏域の市町村国保の実績を圏域の国保加入者総数で割って、圏域の実績率を求めています。ベースラインは平成28年度実績です。

1-1-2、市町村がん検診受診率（上げる）の指標は、特定健診と同様に、市町村の5がんの検診実績を圏域で再計算しております。ベースラインは、都のがん対策推進計画と合わせまして、平成27年度としております。

次のページにまいります。1-1-3、栄養情報の発信等の充実につきましては、こちらは特定給食施設、特定給食施設というのは、継続的に1回100食以上または1日250食以上の食事を供給する施設で、条例で定めるものですが、この特定給食施設における野菜摂取についての情報提供の実施率と市町村及び特定給食施設の栄養士の配置状況に関する保健所調査のデータを見ていくこととしています。

1-1-4、市町村自殺対策計画の推進につきましては、計画の策定状況や運用状況に関する実績を見ていきます。

1-2、地域医療連携推進事業の充実につきましては、脳卒中と糖尿病の医療連携検討会の開催状況について、検討会が行う様々な事業や活動の実績を見ていきます。

1-3、在宅療養体制の整備に関する取組の充実につきましては、在宅療養を下支えする医療体制の整備の推進状況につきまして、都が開催する地域医療構想調整会議の開催状況とその部会で在宅医療の整備状況や介護福祉と連携体制の推進を所管する在宅療養ワーキングの開催状況の2つを見ていくこととしています。

次のページに行きまして、1-5、歯科保健対策の高齢期における口腔機能支援事業の充実につきましては、保健所事業については、摂食嚥下機能支援に関する会議の開催状況を、市町村事業につきましては、成人歯科健診を実施している市町村の状況を、関係機関

につきましては、介護予防教室等の実施状況のそれぞれの主体の取組状況を見ていきます。

2-1、母子保健対策ですが、改正母子保健法の子育て世代包括支援センターの設置、運用につきましては、設置市町村数、妊娠届出時の面接実施率、要保護児童対策地域協議会等の開催状況、この3つのデータを見ていきます。

2-2、高齢者保健対策で認知症疾患医療センターを中心とした支援体制の充実につきましては、センターの鑑別診断、入院、専門医療相談の3本の事業の実績と認知症初期集中支援チームの設置市町村の状況で認知症対策を進行管理してまいります。

2-3、障害者の地域生活支援体制の推進につきましては、重心児(者)の在宅療養支援体制について、都の委託事業で保健所が関係機関として支援しております在宅療養支援地域連携会議の開催状況、精神障害者の地域医療連携体制につきましては、23条通報対象者の支援の充実を図る地域精神保健福祉協議会と圏域の関係機関のネットワーク強化を図るための地域生活移行支援会議、この2つの会議の開催状況を見ていきます。

次のページにまいります。在宅難病患者の療養支援体制の充実につきましては、保健所が開催する難病対策地域協議会の開催状況を見ていきます。

3-1、新型インフルエンザ等感染症医療体制の推進につきましては、ブロック協議会や訓練、研修会の開催状況を実績で追っていきます。

3-2、感染症対策につきましては、結核の圏域罹患率を見ていきます。

次のページ、9ページに行きます。3-3、医薬品等の安全確保の重点プランでございます。医療品の適正使用の推進につきましては、保健所が開催する薬事講習会の開催状況のデータを見ていきます。

3-4、食品の安全確保の重点プラン、高齢者・乳幼児施設における食中毒対策としましては、これら施設の集団給食施設の監視指導件数のデータを見ていきます。

次のページに行きます。3-5、アレルギー疾患対策につきましては、保健所が行う講習会等の開催状況を見ていきます。

3-6、生活衛生対策につきましては、公衆浴場等におけるレジオネラ症予防対策の充実を重点プランとしておりまして、維持管理状況報告書の提出率を旅館業と公衆浴場の2施設について見ていきます。

次のページに行きます。4の災害保健医療体制の整備につきましては、圏域全体の動き

といたしましては、都が地域拠点病院に委託実施しております地域災害医療連携会議等の開催状況を見ていきますとともに、市町村等災害時保健活動の取組状況といたしまして、保健活動マニュアルの整備と避難行動要支援者名簿の作成状況を見ていきます。

最後に、5、地域保健医療福祉人材の育成につきましては、市町村等職員支援研修の充実を指標に、各種研修の開催状況のデータを見てまいります。

地域保健医療推進プランの進行管理についての御説明は、以上です。

【源課長】 では、引き続きまして、昨年度の保健福祉部会の報告をさせていただきます。着座にて失礼いたします。保健対策課長の源と申します。

お手元の資料3-1を御覧ください。西多摩地域保健医療協議会「保健福祉部会」報告書になります。

まず、1番目ですけれども、今回プランが改定されたことから、進捗管理方法として、それぞれの指標について、先ほど御説明いたしました。特にがん検診の実施に当たっては、受診率だけでなく、精密検査となった受検者の受診勧奨も重要であるという御意見をいただきました。西多摩地域では自治体によっては精密検査者の母数が少ないこともありまして、1、2名の受検のみで大幅に受診率が変わってくるため、今回プランの直接の評価対象からは外しておりますが、市町村で精密検査の受診勧奨と結果の把握をきちんとしていただくよう、保健所としても働きかけていきます。

次に、(2)のア、課題別プラン「市町村災害時保健活動の実行力向上支援事業」です。一昨年度、日の出町と協力して作成した災害時保健活動マニュアルの検証が目的でした。マニュアルに基づく図上訓練を経て、町では総合防災訓練を実施され、避難所における保健活動の実地訓練を実施されました。この町での訓練の効果としましては、災害時活動の見直しであるとか、避難所運営に関する全庁的な意識づけ、保健師の対応力の向上の3点が挙げられました。また、課題としては、マニュアルの見直しの継続、それから、自治会、民生委員など地域との連携などが挙げられました。さらに、保健所では圏域全体の自治体に向け災害対策研修を実施しておりまして、防災、健康など各部署の担当者に参加していただき、急性期に起こる健康危機管理の諸問題に対するためのグループワークなどを実施しております。

次に、(2)のイ、課題別プラン「在宅高齢者の結核を発見から完治まで支援する地域の

「仕組みづくり」では、地域の包括支援センターや訪問介護事業所などにアンケート調査を実施いたしまして、結核患者へのサービス提供が不安だという御意見を多数いただきました。このため、結核に対する正しい知識の普及を目的としまして、研修会の開催や高齢者結核の特徴について、啓発用のクリアファイルを作成、配布いたしました。また、高齢者は薬の副作用による服薬内容の変更も多いことから、治療の完遂と再発防止のための支援計画表を作成しお渡しする取組を始めております。

次に、おめくりいただきまして、(3)のア、地域精神保健ネットワーク会議でございます。このテーマは、非自発的入院者の退院後支援なのですが、非自発的入院というのは、本人の自発的な意思による任意入院ではなく、警察官の通報により措置入院となったり、家族など保護者の同意により医療保護入院となったケースを指します。委員からは、地域で精神障害者の退院後支援を考えていく上で、どのような患者が地域にいるのか具体的な情報提供が制限されており、支援が難しいという御意見がありました。なお、地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドラインという厚労省からの通知には、自治体による退院後支援に関する計画の作成と各支援機関の役割が示されております。このガイドラインに基づいて、患者の病状や支援方法について情報共有を進めていく必要があると考えております。

次に、(3)のイ、難病対策地域協議会のテーマは、人工呼吸器使用者の災害時対応でした。保健所が把握しているだけでも、圏域内に21名の人工呼吸器の使用者がおられました。避難行動要支援者に含まれている方もおられます。また、長期間の停電が見込まれる場合には広域搬送も視野に入れ、災害医療コーディネーターによる調整が必要になると考えられます。そこで、患者の状況を把握する方法や調整に繋げる仕組みも検討が必要だという御意見がありました。

次のページ、(3)のウ、新型インフルエンザ対策訓練では、青梅市立総合病院で実施した図上訓練について報告いたしました。医療機関、特に病院における事業継続計画BCPの事前準備の必要性が改めて認識されました。また、季節性インフルエンザの予防対策について、予防内服についての事前同意の取得や流行前の面会制限など各施設での取組が紹介されました。

最後に(3)のエ、風しん対策では、管内の発生状況に関する説明及び抗体検査と成人男

性向け予防接種第5期への協力をお願いいたしました。都内全体では2018年10月にピークを迎えた風疹の流行ですけれども、2018年1年間で、東京都内で947名の発生がありました。うち西多摩管内で確定の風疹の患者は5件でした。全員男性で、30代から50代に多いことから、引き続き職域での抗体検査や予防接種率の向上に御協力をお願いいたします。

以上、保健福祉部会の報告でした。

【清水課長】 引き続き、資料3-2を御覧ください。生活衛生部会の報告に移らせていただきます。着座にて失礼いたします。

生活衛生部会は、2月1日、金曜日にこの講堂で開催いたしました。次第に書いてあります1点目につきましては、先ほど企画調整課長から説明がございましたプランの進行管理等、計画年度、重点プランとその指標について説明いたしまして、了承を得られております。

次第の2点目の地域における食生活改善普及事業につきましては、(2)のところに書いてございますとおり、都民の野菜摂取量増というところで、食環境整備をするための取組に係る西多摩管内での栄養・食生活ネットワーク会議を中心とする推進体制や保健所や市町村及び関係機関の取組状況、あと野菜メニュー店の普及状況などを説明いたしました。その時点では、48店舗になったという御報告をいたしました。また、特定給食協議会より、栄養摂取に関して、栄養展での取組や管内施設などでの取組の一例を御報告いただきました。

次第の3番目からは報告事項になります。ページをおめくりいただきまして、報告事項の1点目でございます。薬物乱用防止対策とかかりつけ薬剤師の普及について、保健所から、薬物乱用防止として取り組んだこととして、薬物乱用防止教室への講師派遣、啓発資料の提供・貸与、地域の方々と一緒になった街頭キャンペーンの実施、新たな取組として、駅舎へのポスターの掲示などを御報告いたしまして、かかりつけ薬剤師の普及につきましても、ほけんじょだよりを使って、地域の薬剤師会の協力のもとに普及を行ったという報告をいたしました。また、西多摩薬剤師会から、かかりつけ薬剤師の概要について補足の説明をいただきました。あわせて薬物乱用防止推進地区協議会からは、同会での住民に対する啓発の取組について御説明いただきました。

報告事項の2点目は、食品の安全確保についてでございます。こちらにつきましては、東京都全域と管内の食中毒の発生状況と食中毒に関する啓発の取組、食品衛生法の改正でHACCPが制度化されましたので、その衛生管理のことについて報告いたしました。また、東京顕微鏡院食と環境の科学センター学術顧問より、HACCPの手引書につきましては、厚労省のホームページに掲載されているという旨の情報提供をいただきました。

続いて食品表示法の経過措置期間終了に向けた取組ということで、食品表示法により義務化された成分表示につきましては、今年度末までが経過措置期間ということで、令和2年の4月以降は本格実施となります。表示のルールや周知徹底に向けた保健所での相談、講習、啓発などの取組につきまして報告いたしました。

報告事項エのところ、旅館業法並びに旅館業法施行条例の改正について、その概要について報告いたしまして、違法民泊の取締りの状況につきまして、青梅警察署の方から補足で説明していただきました。

あと、今春の花粉につきましては、紙上報告として例年の1.2倍、昨年に比べて約6割という予測ですという御説明をいたしました。

その他でございます。こちらは、各事業者向けの講習会について、地域的な条件などで設定された日程では参加が厳しい方もいるので、機会を増やしていただきたいという御意見がございまして、こちらに書いてあるとおり、理容業などは施設数が多いので、地域ごとに講習会を行うのは難しく、衛生協会の自治指導員の皆様の活躍に期待する部分が大いですが、今後検討していきたいとさせていただきました。新庁舎に移ってからかなり研修会場も広がりますので、そういったものを利用してできるかを、今、検討している最中でございます。

以上でございます。

【柳澤課長】 歯科保健担当課長、柳澤でございます。着座にて失礼いたします。

私からは、平成31年2月4日に開催されました地域医療システム化推進部会につきましてご報告いたします。

資料3-3を御覧ください。本部会におきましては、協議事項3点、報告事項2点で活発に御議論いただき、御意見賜ったところでございます。

協議事項の1点目、西多摩保健医療圏地域保健医療推進プランについてでございますが、

先ほど企画調整課長の前川より御説明した内容どおりに御説明し、プランの進行管理方法について御了承いただいたところでございます。その中の御議論で、医療者向けの医療安全研修について、住民の代表の方とともに考えることの重要性を御提案いただいたところでございます。大変恐縮ではございますが、資料の訂正をお願いいたします。丸を付しております1行目、「セルフメディエーション」と記載がございますが、「医療メディエーション」の誤記でございます。大変失礼いたしました。

おめくりいただきまして、2点目、西多摩医師会に委託実施しております医療連携事業の御説明をいたします。まず、脳卒中につきましては、座長をお務めいただいております大久野病院の進藤院長より、平成30年度の取組、実施したアンケート結果等について御説明をいただきました。地域連携での問題点把握を目的としたアンケートにつきましては、2つの事項につき活発な御議論をいただきましたので、ここで御報告いたします。

1点目が、脳卒中患者の転院先として老健施設にいた30%の患者さんが急性期病院に戻っている現状について、これは脳卒中以外の要因、すなわち肺炎等の疾患で戻っている可能性といったものが示唆されまして、こういったものをどのように防ぐか、こういったことが重要と御指摘がございました。

2点目でございますが、脳血流を早期に回復させるt-P A治療において、治療開始までに時間を要したことで実施できなかった方が3割程度いらしたことについて御意見いただいております。基幹病院の距離が遠い等、地理的要因を補うべく、いわゆるアーリーサインを周知して早目の覚知をすることが重要との御指摘をいただいたところでございます。

続きまして、糖尿病につきましては、座長をお務めいただいております野本医院の野本院長より、平成30年度の取組、市民公開講座や症例検討会、重症化予防のための講演会等について御説明いただきました。平成29年度より開始いたしました生活習慣病栄養指導外来、こちらは西多摩医師会に予め登録された医療機関で栄養指導を受けることができる外来受診のシステムでございますが、現状概ね月に3例程度の活用状況というところで、臨床に携わっておられる先生方の御意見を賜りながら普及啓発について御議論いただいたところでございます。

おめくりいただきまして3点目、西多摩保健所医療安全支援センター事業についてでございます。平成30年度における当保健所に設置しております患者の声相談窓口の相談件

数推移、実績、医療安全研修会、講演会の御報告を行いました。この中で、患者のこういう相談窓口に寄せられる相談につきまして、相談件数の増加及び相談時間の長時間化に見られる困難さの御指摘をいただいたところでございます。こうした状況は、昨今歯科に係る御相談も増えている等の現状も踏まえながら、今後の研修会、講演会の企画を進めることとしております。

最後に2点、御報告でございます。西多摩地域歯科保健推進事業等について、並びに栄養の観点からは保健所のフレイル対策等について取組を御報告したところでございます。歯科につきましては、8市町村並びに西多摩歯科医師会の取組や、保健所にて障害者等歯科保健対策として実施しました摂食嚥下機能支援事業、障害者施設歯科保健研修会等の御報告でございます。保健所のフレイル対策等につきましては、高齢者の食に関する観点から、保健所にて作成したフレイル予防のための食のサポートブック等の媒体や、今後の健康寿命延伸に向けた情報発信の方向性について御報告したところでございます。

地域医療システム化推進部会の報告については、以上でございます。

【玉木会長】 以上でよろしいですね。ありがとうございます。非常に多岐にわたりましたので、皆様、今の御報告等につきまして、あるいは内容、御意見、質問、結構でございますので、何かございましたら、ぜひ積極的に御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【荒川委員】 では、いいですか。

【玉木会長】 どうぞ、荒川委員。

【荒川委員】 がん検診のところをちょっとお聞きしたいと思うのですが、このベースラインで受診が27年度のデータが載っておりますけれども、28年度、29年度はどの程度での受診率向上が見られたのか、改善策が功を奏したのかどうかとか、その辺はいかがでしょうか。

【笹原課長代理】 企画調整担当の笹原と申します。

がん検診の受診率につきましてですが、28年度から国全体の制度が変わっておりまして、胃がん検診や乳がん検診につきまして、対象の年齢や受診の頻度、毎年実施だったものが2年に一回と変わっていることがございまして、東京都の方の受診率を把握するための精度管理評価事業というのがございますが、そちらの調査が1年ずれで行われておりま

す。これから28年度、29年度について順番に調査していく形になっておりまして、今回のベースラインのところではまだ27年度の状態を表示させていただくという形で整理させていただいております。また新しい調査結果が出ましたら、部会で順番にお示しさせていただければと思っております。

【荒川委員】 あと1つよろしいでしょうか。

【玉木会長】 はい、どうぞ。

【荒川委員】 御承知のように、これから府中市の都がん検が1から2年でがんの一次検診から撤退することが予定されておりますね。そういう状況の中で、受診率がこんなに低いということになりますと、この問題は、この地域においては更に深刻化するのかなという予測を持つのですけれども、そういう懸念についての対策はどういうふうにしたらよいかという質問です。

【小林担当課長】 都がんが一次検診をやらないということにつきましては、管内の市町村と情報共有していきまして、その情報が流れた後、各市町村では、都がんを利用しなくても、自分の地域のところでがん検診を充実させるようにということで検討が始まっております。それとあわせて、うちの管内は、地域が広く、医療機関の場所のばらつきもございまして、圏域の市町村を越えて、いろんな医療機関に委託したりなどの工夫をしております。それとあわせて、がん検診を受けていただく必要性ですとか、気軽に受けられる敷居の低さ、そういった部分の工夫をしていきまして、がん検診の受診率については、少しずつですけれども、伸ばしてまいります。東京都と比べても、西多摩地域につきましてはがん検診の受診率そのものは悪くないので、これからもそういった地道な工夫でやっていく必要があると考えております。

【荒川委員】 あともう一つよろしいですか。中ほどで御説明がありましたけれども、要精検率の対象になる数が少ないから計算から外したというようなお話がありましたね。実際に受診率とかも大切ですが、最も重要なことは、どういうがんが見つかったのかということが重要だと思います。したがって、要精検の対象となった患者さんの中で早期のがんがどのぐらい見つかっているのか。その辺のステージ別の比率はどうですか。

【小林担当課長】 精密検診の受診の状況についても、各市町村から情報が上げられていて、御質問の早期に見つかっているかというところは、今すぐお答えができかねる状況

でございますが、患者さんがどういう状況で見つかっていて、その方たちがきちんとフォローされているかということについては、率だとかは把握しております。それとあわせて、市町村には要精密と言われた方を必ず受診に結びつけていただけるように、お電話を入れたり、はがきを出していただいたり、そういった勧奨については進めていただくよう一緒にやらせていただいております。

【荒川委員】 どうもありがとうございました。

【玉木会長】 よろしゅうございますでしょうか。

【荒川委員】 はい。

【玉木会長】 他にいかがでしょうか。どうぞ、島田委員。

【島田委員】 島田でございます。資料2-1の進行管理についてなのですが、来年度が中間評価ということでございますよね。2-1のスケジュールですけれども、来年度が中間評価の年度に当たっているようですが、もちろん各年の評価はこのような形で御報告いただく、プラス、中間評価ということなので、多分経年の2年間か3か年のも合わせた評価が必要かと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

以上です。

【前川課長】 中間評価につきましては、多くのベースライン値を、29年度から取っておりますので、令和2年度の直近のデータも含めましておよそ3年間のデータを、来年度下半期に開催いたします3部会で、まずデータを報告して、その評価案をもって、令和3年度の協議会で報告というサイクルになるかと思っております。

【島田委員】 なので、中間評価という形での評価ももう一点必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

【前川課長】 中間評価の方法につきましては、来年度、協議会でその方法論について、まず検討をお願いいたしまして、その結果、データの報告は下半期の3部会で行いまして、その検討結果を翌年度の協議会で報告、そういうサイクルになってございます。中間評価、最終評価につきましては、指標に選定したものはなるべくシンプルな代表データということで選定しておりますので、その関連データや、因果関係、横のデータ、縦のデータ等、わかるような形で関連指標を事務局で提示いたしまして、評価方法についても協議していただくというやり方を想定しております。

【島田委員】 ありがとうございます。

【玉木会長】 よろしゅうございますでしょうか。

他にいかがでしょうか。まだ医療安全とか歯科保健、母子保健、高齢者保健、障害者、難病対策、感染症、危機管理、アレルギー、食品、色々ございますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ありがとうございます。地域保健医療推進プランにつきましては、また協議会及び部会におきまして、引き続き進行管理をしっかりとさせていただいて、また、今御意見がありましたように、中間評価をしっかりとしていけるよう、委員の皆様にもいろいろ活発な御意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、事務局から他の報告事項があるということでございますので、事務局の方よろしくをお願いいたします。

【前川課長】 保健所からの報告事項は3件ございます。(1)については地域保健推進担当課長の小林から、(2)、(3)につきましては、私、前川から報告させていただきます。

【小林担当課長】 それでは、令和元年度、課題別地域保健医療推進プランについて、私、小林が説明させていただきます。

資料については、資料4になります。大変申しわけありませんが、資料4に間違いがございます。1の事業背景の後、3行目、「保健所では」というところの後ろの方、「自殺計画策定に関する」と書いてあるところに、「自殺」と「計画」の間に「対策」を入れていただいて「自殺対策計画」に訂正をお願いいたします。

それでは、報告させていただきます。西多摩保健所では、今年度、課題別地域保健医療推進プランとして「市町村自殺対策計画策定支援事業～みんなが生きやすい西多摩地域を目指して～」に取り組めます。

事業背景ですが、近年、我が国では自殺者が高い水準で推移しており、国は平成28年に自殺対策基本法を、平成29年に自殺総合対策大綱を改定しました。その改定には、地域の状況に合わせた取組を推進することとして、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。その動きを受けて、保健所では管内市町村に対し、法改正や都の動きなど自殺対策計画策定に関する情報提供を行いました。その際、市町村から計画策定手順がわかりにくいとの声や支援依頼があったことから、保健所では市町村自殺対策計画策定支援を

行うこととしました。昨年度は、青梅市と奥多摩町の計画策定に当たり、保健所も協力して完成に至っています。今年度は、計画策定をしていない管内6市町村について課題別プランを立ち上げ、支援を行うこととしました。

事業の目的は、計画を完成した青梅市、奥多摩町の協力の下、自殺対策計画未策定の市町村を支援し、西多摩圏域全市町村の計画策定を目指します。

事業内容ですが、各市町村への進捗状況ヒアリングや自殺対策担当者連絡会を開催し、あわせて計画未策定市町村への個別支援を行います。個別支援とは、計画策定に関する助言や職員向け研修への協力、自殺対策関係会議への職員派遣など、市町村からの要望に基づき行います。その他、市町村と共催による関係者向け自殺対策研修の開催や、市町村の取組を後押しする計画策定のヒントなどを掲載した担当者通信を発行し、1年で西多摩圏域の全市町村が自殺対策計画を策定できるように取り組みます。既に第1回の自殺対策担当者連絡会を5月に開催しており、青梅市、奥多摩町より計画策定の経緯や工夫点などを御報告いただきました。他の市町村に大変参考となるお話が聞けました。連絡会開催後、保健所には市町村から計画策定に関する個別支援の依頼をいただいております。やりとりが始まっております。自殺対策とは、生きることを支援する対策であり、地域の福祉保健の充実の視点からも取組を進めてまいります。

【前川課長】 続きます。報告事項の2ですが、受動喫煙防止対策について、概要を御説明させていただきます。

資料5を御覧ください。受動喫煙防止対策について、今年から段階的に施行が始まっておりますが、健康増進法と東京都受動喫煙防止条例の概要と都の対策事業について、御説明させていただきます。

まず、健康増進法ですが、この法の目的は、望まない受動喫煙の防止です。多数の者が利用する施設等を分けいたしまして、一定の場所を除き喫煙を禁止し、受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者が利用する施設につきましては、対策を一層徹底しています。対象は、屋内禁煙です。都条例は、これに加えて、受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員や健康影響を受けやすい子どもを守るため、人に着目した都独自のルールを法律に上乗せ、横出ししております。法律、条例では、施設等を4つに区分して対策を実施しています。この施設区分の表にございますように、第一種施設は、学校、病院、児童福

祉施設、行政機関の庁舎が該当いたします。第二種施設は、多くの者が利用する施設のうち、第一種施設や喫煙目的施設に該当しない施設で、飲食店、事務所など大多数の施設が該当いたします。喫煙目的施設は、喫煙場所の提供を主たる目的とする施設で、シガーバーやたばこ販売所、屋内公衆喫煙所が該当いたします。プライベート空間は、法令の規制対象外となる施設で、住居や宿泊施設の客室などが該当します。福祉施設の個室などもこれに該当いたします。

次のページを御覧ください。まず、第一種施設について御説明します。第一種施設は、この7月1日から屋内完全禁煙です。これには2種類ございます。左側の学校等に区分いたします保育所、幼稚園、小中学校など未成年の子どもが通う施設は、法律で屋内での禁煙が課されていますが、9月1日からは条例の上乗せ規定が施行され、屋外喫煙所の設置も禁止となります。このため、9月1日以降は都内学校等第一種施設につきましては敷地内完全禁煙となります。なお、この資料の読み方は、下線部分が都条例による規定、それ以外の箇所は健康増進法の規定となります。一方、右側の医療機関や行政機関の庁舎などの第一種施設は、同様に7月1日から屋内は完全禁煙となっていますが、屋外については、一定要件を満たした喫煙所、特定屋外喫煙場所とありますが、喫煙所を設置することができます。

次に、その下の表にあります第二種施設です。第二種施設は、第一種施設より約半年おくれて、来年2020年4月から原則屋内禁煙となります。第一種と異なり、省令で定められた基準を満たせば、屋内に喫煙専用室、または指定たばこ専用喫煙室を設置することができます。喫煙専用室は飲食不可ですが、加熱式たばこのみ喫煙可能な指定たばこ専用喫煙室は飲食可です。これら喫煙室の設置がある施設は、施設の入り口と喫煙室の入り口に標識を掲示する必要があります。また、飲食店の特例措置といたしまして、右の欄の4つの要件を満たす小規模の個人経営の飲食店などは、室内で飲食することが可能な喫煙可能室、今現在あるような喫煙室ですけれども、喫煙可能室を設置することができます。

次のページは、法律、都条例の施行時期です。7月1日から改正健康増進法の一部施行により、既に第一種施設に対する規制が始まっています。9月1日には都条例の一部施行により学校等の敷地内完全禁煙と飲食店の店頭表示義務化が始まります。そして、来年2020年4月1日に法律、条例とも全面施行となります。

以上が、改正健康増進法と都条例の概要ですが、続いて、受動喫煙防止対策に関する京都の各種事業について簡単に御説明させていただきます。

東京都では受動喫煙対策に係るさまざまな御質問、御相談に対応させていただくため、労働衛生コンサルタントによる専門の相談窓口、通称もくもくゼロ、0570-069690でもくもくゼロと無理やり読ませているのですけれども、この通称もくもくゼロを開設しています。この相談窓口では、御要望があれば、喫煙場所の設置や施設の改修について、アドバイザーの現地派遣にも対応しております。また、保健所でも、違反した施設等の情報提供の受付や飲食店の喫煙可能室の届出の受付、各種啓発事業等を行っております。また、次のページに掲載してございますように、各種補助事業や相談事業を実施しております。まして、受動喫煙防止に向けた環境整備の取組に活用していただきたいと考えております。

受動喫煙対策に関する情報提供は、以上でございます。

最後に、その他の報告事項ですけれども、お手元のオレンジ色のチラシを御覧ください。保健所の庁舎移転について、御報告させていただきます。西多摩保健所は、所長の冒頭の御挨拶にもございましたとおり、今年の9月30日から東青梅一丁目167番地の15に竣工いたしました新庁舎に移転いたします。移転の前後には、各種事業や講習会の日程変更など、関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけいたしますが、どうぞ御理解のほどよろしく願いいたします。これまでは委員の皆様の手狭な会議室で御不便をおかけしてまいりましたが、年度後半に開催いたします各種部会からは新庁舎で、これまでよりはゆとりあるスペースで会議をしていただくことになると思います。

事務局からの報告事項は、以上でございます。

【玉木会長】 ありがとうございます。今ほど、自殺対策に関すること、受動喫煙に関すること、御説明ありましたけれども、何か御意見、御質問ございますでしょうか。小規模な飲食店など、なかなか線引きが難しいようですけれども。いかがですか、何か。

【佐伯委員】 すみません。

【玉木会長】 どうぞ。

【佐伯委員】 日の出町です。お世話になります。

受動喫煙防止に関係して、1点お願いがございます。私ども7月1日から禁煙治療の助成を実施しております、PR不足ということもあって、なかなか事業が進んでいないと

ころがございます。11月2日と3日に産業まつりを行う予定にしまして、そこでPRのブースを設置する予定にしております。企画調整課さんからいろいろデータを提供いただきまして、これからパネルを作っていこうかなと思っているのですが、東京都の本庁の方で肺年齢測定の体験というのをやっております、それを今年お願いしたんですが、非常に人気が高くて落選してしましまして、来た方が体験して、自分の肺活量とか、そういったものがわかるようなものがありましたら、また保健所さんからアイデアがありましたら教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【玉木会長】 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。自殺対策のところ、生き方を支援するというお言葉が印象に残りましたが、自殺対策計画というのは大体内容というのは、例えば学校とか職域とか、そういうふうに分けていたりとか、いろいろなことをなさるのか、大体教えていただけると。

【小林担当課長】 自殺対策というと暗いイメージがあるかもしれないのですけれども、生きることを支援する計画という、そういうような視点から計画づくりを考えていくということです。大事なことは、自殺対策というのは、包括的な取組ということですので、保健とか医療とかばらばらな切り口ではなくて、それが繋がるような切り口で作っていく、それと、子どもだから、老人だからということではなくて、ライフサイクルも繋げたような形で計画づくりをしていきます。市町村で計画づくりをすることになりましたのも、できるだけ地域の実情に沿った具体的なものを作ることが望ましいということが国の方針ですので、それに沿って作るということで、今、話し合いが始まっております。

【玉木会長】 わかりました。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。どうぞ、秋間委員。

【秋間委員】 公募委員の秋間です。

私、先ほど説明がありました受動喫煙防止対策ですか、本当これに関しては心底評価いたします。ありがとうございます。私も社会に出て間もなかったころ、こういった会議でも灰皿を出さなければ怒られたなどという記憶もありまして、よくここまで規制なさってくれたなと思って、本当に評価します。今後、私、医学的なことはあまりよくわからない

ので、このぐらいに規制かければ、色々たばこの害から因果関係というのは、かなり病気が減るのでしょうかね。その辺は聞きたいところなのですが、先生に。たばこを吸う、吸わないによって。

【玉木会長】 もちろんでございます。それは、呼吸器であろうが、循環器であろうが、その他臓器全てと言っていいほど、喫煙と悪性疾患や、それから様々な機能障害については色々な根拠があることでございますので、喫煙は人生100年時代を作るためには、ぜひお辞めいただきたいということです。

【秋間委員】 ありがとうございます。

【玉木会長】 大友先生、何かありますか。

【大友委員】 いえ。

【玉木会長】 いいですか。

【大友委員】 大丈夫です。

【玉木会長】 どうぞ。

【並木委員】 私たちの業界は、飲食店なのですが、喫煙可とか禁煙というステッカーが、私のところに今、来ているのはこのくらい小さいステッカーなのですね。それは、大きさが何センチとかあるのか、それをお聞きしたいのですが。

【前川課長】 決まった大きさはないのですけれども、今、非常に好評で、本庁でも急遽増刷しているのですけれども、間に合わない状況と聞いています。保健所でも、やはり飲食店の方々は切実だと思うので、ステッカーはもうちょっと大きいサイズで印刷してお配りします。

【並木委員】 今、来ているのは小さいですね。

【前川課長】 はい。もうちょっと大きく。あまり大きくても、貼り場所に困るかなと。

【並木委員】 それと、取締りは保健所さんがやるということは決まったのですか。

【前川課長】 一応法律上、保健所の職員が指導、助言を行い、最終的には50万円以下の罰則までついておりますので、非常に厳しい指導権限が与えられているのですが、ただ、基本は、理解と協力を求める法律だと考えております。たばこは違法薬物ではないので、やはり理解と協力を得て、今までマナーでありましたけれども、今般法律でルールが決められたということで、その共有化を図っていくのが保健所の務めかなと考えておりま

す。

【並木委員】 はい、わかりました。

【玉木会長】 他にいかがでしょうか。全体を通してのことでも結構でございますが、いかがでしょうか。まだ少々お時間ございますので。よろしゅうございますか。

それでは、本日の議事は以上でございます。皆様には、会議の進行にご協力いただき、ありがとうございました。次回は場所を間違えずに、青梅市役所を目指しておいでいただければと思います。それでは、事務局にお返しいたします。

【前川課長】 玉木会長、ありがとうございました。

また、受動喫煙防止については、改修費用やお客様の理解など大変かと思うのですけれども、録音して、知事にそのままお聞かせしたいような応援もいただきまして、大変ありがとうございます。

委員の皆様には、大変長時間にわたり会議の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。地域保健医療推進プランにつきましては、令和5年度まで6年間、今後も本協議会と3部会で進行管理をしておりますので、委員の皆様には引き続き御協力よろしくをお願いいたします。また、3部会につきましては、来年2月ごろからの開催を予定しております。それぞれの日程が決まり次第、委員の皆様にはお知らせさせていただきますので、会場をお間違えのないよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、西多摩地域保健医療協議会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会：午後2時44分